

株式会社スマートエネルギーとっとり運営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、株式会社スマートエネルギーとっとり運営支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、環境省脱炭素先行地域において電力サービスを提供するため令和6年12月19日に設立した第三セクター株式会社スマートエネルギーとっとり（以下「SEとっとり」という。）の運営（市長が認めたものに限る。以下同じ。）に要する経費を補助することにより、2030年度までに鳥取市脱炭素先行地域計画を実現することはもとより、2050年のゼロカーボンシティ実現に向けた道筋を付け、エネルギーコストの縮減や災害耐性の向上など安全・安心に住み続けられるまちづくりに資することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度においてSEとੱりが行う前条に規定する運営に要する別表に掲げる経費とする。

(補助金の交付)

第4条 本補助金は、補助対象経費の額に別表の補助率を乗じた額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(補助金の交付時期)

第8条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書(様式第3号)

(2) 収支決算書(様式第4号)

2 規則第12条の規定による実績報告書は、翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

1 補助対象経費	2 補助率
人件費、報酬、旅費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、広告宣伝費、通信運搬費、委託料、光熱水費、借上料、手数料、保険料経費及びその他市長が特に認める経費	10分の10

様式第 1 号（第 5 条関係）

事業計画書

申請者名	
担当者名	担当者職・氏名： 電話番号：
事業の趣旨・目的 ※次年度以降の展望を含む	
実施場所又は地域	
活動内容	
実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

事業報告書

申請者名	
担当者名	担当者職・氏名： 電話番号：
活動内容	
成 果	
課題・今後の展開	
実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

備考

※1：成果のわかる資料を添付すること。

